

# 大阪市小型コンポスト実証実験モニター募集要領

大阪市では、家庭の生ごみを投入することでたい肥を作ることができる小型コンポストを市民のみなさんに無償で貸し出し、家庭から出る生ごみの減量効果等を検証するための実証実験を行うためのモニターを募集します。



小型コンポスト(バック型コンポスト)は、トートバッグタイプのスタイリッシュな見た目で、1日400gを目安に生ごみを投入することができます。6カ月間モニターになっていただき、小型コンポストを利用して、家庭から出る生ごみのたい肥化を体験していただき、市が実施するアンケート等にご協力ください。

## 1 モニター(無償貸与)の対象者

- ・市内に住所を有し、居住しており、18歳以上の者であること。
- ・小型コンポストを有効に活用して、生ごみ等を適正に処理できること。
- ・小型コンポストの使用状況等について、市が定期的に実施するアンケート及び実証実験結果報告書の作成に協力できること。

## 2 募集数

80名(モニター1名あたりの貸与数は1個とし、モニターは、1世帯につき1名までとします。)※応募多数の場合は、抽選となります。

## 3 申込方法

令和5年11月1日(水)から11月30日(木)までの間に、次のいずれかの方法で申し込んでください。

- ① 行政オンラインシステムによる電子申請
- ② 「大阪市小型コンポスト実証実験モニター参加申込書」に記入の上、大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課に提出(送付または持参)

## 4 モニター期間

モニター参加期間は令和5年12月1日から令和6年11月30日までの期間のうち、モニター参加する方が小型コンポストを貸与された日から「大阪市小型コンポスト実証実験実施要綱第11条第1項」に規定する大阪市小型コンポストモニター参加報告書を提出するまでの期間とします。

## 5 注意事項

- ・モニターは、小型コンポストをその責任においてモニター実施期間中は適正に管理してください。モニターの責に帰すべき事由により破損等をした場合は、修理して使用していただきます。
- ・モニターは、不可抗力により小型コンポストが破損した場合には、速やかに大阪市長に報告し、モニターの継続について市と協議してください。
- ・市は、小型コンポスト自体に欠陥がある場合を除き、使用に際し、生じた損害についてその責めを負わず、モニターに代替品の提供を行いません。
- ・小型コンポストを使用し、出来上がったたい肥については、モニターご自身で活用していただきますようお願いいたします。本市がたい肥を引受することはできません。
- ・モニター期間終了後、本市に小型コンポストの返還を希望される場合は、返還にかかる費用は、モニターの方でご負担いただきますようお願いいたします。

## 6 小型コンポストの継続利用

モニター期間終了後、小型コンポストの継続利用を希望される場合は、本市に誓約書を提出いただくことで、無償で譲渡させていただきます。出来上がったたい肥の利用状況などのアンケートにご協力をお願いします。

継続利用後における小型コンポストの処分等は、モニターご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## 7 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報については、適切に管理し、小型コンポストの貸与・管理にかかる目的以外には利用しません。ただし、事故等が発生した際に、警察等の公的機関に対して協力する必要がある場合は、個人情報を提供する場合があります。

申込及び問合せ先 : 大阪市事業部家庭ごみ減量課市民啓発グループ

住所 : 〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

電話 : 06-6630-3259